

輪池雜記

一

特別  
15  
1663  
1



寶珠文庫

革命革命

朝親行幸

宣旨口宣案位

年男

子の如き

いふまゝ

尾波の如

古今要覽卷第

政事部 紀 彌

革命革命

我邦改元の制 甲子辛酉と云例とす 甲子と革命と云辛酉と革命と云辛酉の改元ハ醍醐天皇の延喜より始事なり此事ハ三善清行律書の況も據り 易律ハ革命と云甲子と革命と云詩律に戊午と革命と云辛酉と革命と云甲子と革命と云律に引也 神武天皇元年辛酉にあたりしを此勅文をよみて奏議せしにぞく 昌泰四年と改て

延喜元年より甲子の改元ハ村上天皇の康保  
より始りて延喜元年より後柏原院ハ文龜  
辛酉永正甲子より始りて辛酉甲子ハ年こと  
改元ありしなり  
西親町院の御宇に  
世中靜るるは事ありあやみしなり  
元年ハ戊午より永祿と改りて四年  
辛酉七年甲子に改元の御宇なり  
元和七年  
辛酉より御宇ありて十年甲子に改元あり  
て寛永と稱せしより又舊制不因循を  
務め也  
於此行奏狀あり  
委しその狀ハ革  
曆勘文といふ書にみえり  
不見たれ

革曆勘文云延喜元年辛酉革命沙汰始此時

革命勘文

文章博士三善宿祢清行謹言

請改元應天道之狀

合證據四條

一今年當大變革命年也

易緯云辛酉為革命甲子為革命令鄭玄曰天道不

遠三五而反六甲為一元四六二六交相乘七元  
有三變三七相乘廿一元為一節合千三百廿年  
春秋緯云天道不遠三五而反宋均注云三  
五王者政代之際會也能於此源自新如初則道  
无窮也詩緯云十周參聚氣生神明戊午革運  
辛酉革命甲子革政注云天道世六歲而周也十  
周名曰王命大節一冬一夏凡三百六十歲一畢  
無有餘節三推終則復始更定綱紀必有聖人敬  
世統理者如此十周名曰大剛則乃三基會聚乃  
生神明神明乃聖人改世者也周文王戊午年决

虞尚訟辛酉年青龍銜圖出河甲子年赤雀銜丹  
書而聖武伐紂戊午日軍渡孟津辛酉日作泰誓  
甲子日入商郊

謹案易緯以辛酉為節首詩緯以戊午為節首  
依主上以戊午年為昌泰元年其年又有朔且  
冬至故論者或以為應以戊午為受命之年然  
而本朝自神武天皇以來皆以辛酉為一節大  
變之首此豈在 未出之前天道 自然  
符契然則雖有兩說猶可 易緯也又詩緯以  
十周三百六十年為大變易緯以四六為大變

二說雖異年數亦同

今依緯說勘合倭漢日記神倭磐余彥天皇從筑紫日向宮親帥船師東征誅滅諸賊初營帝宅於畝火山東南地檀原宮辛酉春正月即位是為元年當於周當會諸侯於野夏見史記表四年甲子春二月詔曰諸虜已平海內無事可以郊祀即立靈時於鳥見山中其處号曰上小野榛原下小野榛原云是年周惠王即位元年齊桓公師諸侯伐蔡之潰遂伐楚至召陵責苞第此即桓公兵車第一之會也謹案日本記神武天皇此本朝人皇之首也然則此辛酉可為革命之首又本朝立時下

詔之初又在同天皇四年甲子之年宜為革命令之證也

四六自神武天皇辛酉即位至孝昭五十六年辛酉

孝昭天皇五十六年辛酉日本記闕秦懷公元年

地如小後朝於晉五十九年甲子周威烈王元年

二六自孝昭五十六年辛酉至于孝安世三年辛酉

孝安天皇世三年辛酉日本記闕秦孝公始霸世

六年甲子齊威王強

四六自孝安世三年辛酉至于孝元世五年辛酉百

孝元天皇世五年辛酉日本記闕漢呂太后崩大臣誅諸呂迎立

文帝

二六 自孝元世五年辛酉至于崇神世八年辛酉百

崇神天皇世八年辛酉漢宣帝神

甲子宣帝五鳳

四六 自崇神世八年辛酉至景行六十一年辛酉百

景行天皇五十一年辛酉秋八月立稚足彥尊為

皇太子是月以武內宿禰為棟梁之臣也攝行萬

機當於後漢安帝五十四年甲子秋九月自伊勢

國綺宮上京纏向

二六 自景行五十一年辛酉至于譽田世二年辛酉

譽田天皇世二年辛酉前涼張軌世五年甲子前

劉天海自

四六 自譽田天皇世二年辛酉至允恭天皇元年辛酉

允恭天皇即位元年辛酉宋高祖武帝刘裕即位

四年甲子後魏太祖大武

謹案史漢雖一元之終必皆有變更而本朝古

記大變之年或無異事盖以文書記事之起始

于養老之間上古之史皆出口傳故代之更變

應有遺漏又允恭天皇以後古記頗備故小變

之年更亦詳矣案稚根子天皇二年辛酉春正

月、天皇愁無繼嗣、詔大郡室屋大連、奠乘遺跡、於是室大連於播磨國伊奈東、自小楯宅得億計、弘計二主、而馳驛聞奏、天皇愕然、悅曰、懿哉、天乘博愛、賜以二兒、即使小楯持節、喚上、五年甲子、天皇崩、弘計即位、推古天皇九年辛酉、春二月上、德太子初造宮於班鳩村、更無大小、皆決太子、是年有伐新羅、救任那之夏、十二年甲子、春正月、始賜冠位、各有差、有德仁、義禮、智信、大小合十二階、夏四月、皇太子肇制憲法十七條、云、是年隋文帝崩、然則本朝制冠位法令、始于推

古天皇甲子之年、豈非甲子革命之驗乎、

已上一部、自神倭盤余彥天皇即位辛酉年、至于天豐財重日足姬天皇七年庚申年、合千三百廿年已畢、

### 一部之首

天智天皇者、息長足日廣額天皇之太子也、讓位於母天豐財重日足姬天皇、及舅天萬豐日天皇、十一年間、猶為太子、猶萬機、爰与内臣中臣鎌子連、誅賊臣蘇我入鹿、并入麻父大臣蝦夷臣、又伐新羅、救百濟、存高麗、眼肅慎、天皇財重日足姬天



皇七年辛酉秋七月崩天智天皇即位當大高  
年三年甲子春二月詔換冠位階宗龜元  
縫紫各有大小錦山乙亦有大小々々中有上中  
下縫亦有大小是為廿六階其大氏上者賜大刀  
小氏上者賜小刀伴造等氏上者賜干楯弓矢亦  
定民部家部夏五月大唐領百濟將軍刘仁願使  
朝散大夫郭務悰等來東進表并献物當於大唐高  
宗麟德元年  
己上革命革令之徵倭漢甚詳不更具載

四六

今年辛酉 昌泰四年也

謹案自天智天皇即位辛酉之年至于去年庚  
申合二百卅年此所謂四六相乘之數已畢令  
年辛酉當於大變革命之年也又天智天皇以  
來二百卅年之内小變六甲凡三度也 自天  
智天皇即位辛酉至于日本根子高瑞淨足姬  
天皇養老五年辛酉合六十年其年五月日本  
根子高瑞淨足姬太上天皇崩然猶文武天皇  
不改無元至于七年甲子初改元為神龜元年其

高瑞  
以下四字當三日本  
根子天津御代豐國成  
姬此字二以之  
文武二字當三元正  
二字二改之

後六十年、天應元年辛酉、夏四月、白壁天皇不  
豫也、桓武天皇天應元年四月三日受禪、同日  
即位、十二月廿日太上天皇崩、其後兼和八年  
辛酉無異、夏、但兼和七年庚申、淳和太上天皇  
崩、九年壬戌嵯峨太上天皇崩、又廢皇太子、以  
文德天皇為皇太子、其後六十年至于今年辛  
酉也、但唐曆以後無唐書、仍不得勘合  
近代之夏變、清行去年以來、陳明年當革命之  
年、至于今年徵驗已發、初有知天道有信、聖運  
有期而已。

一 去年秋彗星見事

謹案漢晉天文志皆云、彗躄無光、傳日向為光、故  
夕見則東指、晨見則西指、皆隨日光而指之、此除  
舊布新之象也。

一 去年秋以來老人星見事

謹案顧野王符瑞圖云、老人星也、直孤星、此地有  
一人星、晉灼曰也是為老人星、見則治平、主壽帝以  
秋分候之南郊、見春秋元命苞春秋運斗樞曰、機星得和  
平合萬民壽、則老人星臨國、宋均曰、斗德也文耀鉞  
曰、老人星見、則主安、不見則兵起、熊氏瑞應圖曰、

王者秉天得理則臨國。晉武帝時老人星見。太史  
令孟雉以言。元帝大興三年老人星見。四年又見。  
令如此文者。老人星。聖主長壽。萬民安和之瑞也。  
而今先有除舊之象。後有福壽之瑞。首尾相待。豈  
驗易知。

一高野天皇改天平寶字九年。為天平神護元年之  
例。謹案國史。高野天皇天平寶字九年。誅逆臣  
藤原仲磨。即改元為天平神護。然則非唯天道之  
符運。又有先代之恒典也。當今之夏。豈不仍曰貫  
乎。

臣伏以聖人与二儀合其德。与五行同其序。故天  
道不疾而速。聖人雖靜而不後。之。天道不遠而反。  
聖人雖動而不先。之。况君之得臣。之。遇。君皆是。  
天授。曾非人夏。義會風雲。契同魚水。故周文之遇。  
呂尚。兆出玄龜。漢祖之用張良。神憑黃石。方今天  
時開革命之運。玄象垂推始之符。聖主動其神機。  
賢臣決其廣勝。論此冥會。理如自然。若更存謙退。  
必成替疑。鬱此改元。之。制。抑彼創統。之。談。則恐違  
天意。還致咎徵。伏望固脩三五之運。咸會四六之  
變。遠履大祖神武之遺蹤。近襲中宗天智之基業。

當創此更始期彼中興建元号於鳳曆施作解於  
雷散清行機祥難弁靈恩易迷獻其丹款雖望飲  
於白虎之槽驗其玉英英恐負責於黃龜之瑞清行  
臣誠恐誠惶頓首謹言

昌泰四年二月廿二日從五位上行文章博士兼伊勢權收三善宿祢清行上

論革命議書清行 昌泰二年

預論革命議

臣清行言天道玄遠聖人所以罕言曆數幽微諱候  
以之為誕由是學之者若迂遠傳之者似憑虛端賜

歎其歎聞君山疑其妄作然而神經性牒雖蘊藏於  
蟬蠹之奧易象爻變猶照爛於韋竹之編故敢以螢  
燭仰添烏暉臣某死罪々々臣竊依易說而案之明  
年二月當帝王革命之期君臣剋賊之運凡厥四六  
二六數七元三變之候推之漢國則上自黃帝下至  
李唐曾无毫釐之失考之本朝則而上自神武天皇  
而下至于天智天皇亦無分餘之違然則明年夏變  
豈不用意乎伏惟陛下誠雖守文之聖主既當草創  
之期數故即位之初遇朔且冬至之慶改元之後頻  
呈壽星見極之祥長星垂掃日之象衆瑞表照新之

應天數改運人晴樂推既昭彰於視聽之間何遑假  
說於召候之術但變革之際必用干戈蕩定之中非  
無誅斬何者帝王革命此用易革卦之變也案革卦  
離下兌上也離為火兌為金々雖有從革之性非得  
火則不變故金火合體上下相害戕蕩之理已窮君  
臣之位初定國之不祥無甚於此伏望聖鑒豫迴神  
慮勅上厲群臣戒嚴敬衛仁恩塞其雅計矜莊其  
異圖青眼於近侍推赤心於群雄則封豕之徒自然  
革面食椹之美終成好音撒亂之時垂甚甚衣裳即戎  
之運鳴其環珮豈不美乎臣機祥難弁靈憲易迷獻

其丹款雖望飲於白虎之槽驗其玉英恐負責於黃  
龍之瑞清行誠恐誠惶頓首謹言

昌泰三年十一月廿一日從五位上行文章傳  
士兼伊勢權介三善宿禰清行以上革曆勘文

制度通云本朝三辛酉甲子ノ年必改元アリ是シ  
革命革命ト云此夏本緯書ヨリ云ル丁ナレ此  
年ニ改元アル丁ハ中國ニ此例ナシ易ノ革ノ卦ヨリ  
起ル其詳ナル丁ハ一條禪問ノ三革說ニ三  
善ノ清行易說等シ引漢ノ鄭玄唐ノ開元中正肇  
力說ナレ因テ其說シ詳ニセラル

朝覲行幸

朝覲行幸として天子の上皇并母后の事ありとありせ  
 たりといふ事ありと上皇並母后を稱せしめたりとあり  
 正月三日あり又は吉日と擇ぶる事ありとあり  
 その如く儀減天多の太田河守たりとあり公事  
 年中行事秘抄云正月二日拜覲上皇母后朝支朱書  
七年正月周禮云春日朝秋日覲漢高皇帝五日一朝大

公鳥羽院御宇依御忘月用二月上代皆但天永四

年正月八日朝覲行幸御元有音樂今月御忘月后贈

也而諸道勘申云有忌日無忌月云々仍今度有音

樂朝覲行幸事大同四嘉祥三年正月四日天皇

朝覲太皇太后於冷泉院天皇降殿於南階下端笏

而跪畢以上紀東宮朝覲事皇太子成人時例朱

元正天皇養老三年禮云文王之為世子時朝王季

日三

公事根元鈔云正月二日朝覲行幸是ハ天子年ハ

始了上ハ母后の事ナリ初年ハ云々あり後俄

天皇大同四年八月朝覲乃必類聚國史

天皇朝覲太皇太后大同四年八月甲戌朔癸卯帝

朝于太皇太后右大臣從二位藤原朝臣内膳奉献

宴飲終日嘉祥三年正月甲子仁明の御門母后了

朝覲乃必冷泉院乃初幸なる後時御門南階を

々々りて易とたゞしとして略治し事とゆふや

續日本紀嘉祥三年正月四日仁明天皇朝覲禮井皇后太周礼春

后於冷泉院天皇降殿南階下笏而跪畢

日朝秋日覲とみたり是朝覲乃云々乃の儀多祖

も亦日小一云々乃朝せらまはけふ池乃御門

小君そのものし方とふと云々又東宮成人時

も朝覲の儀あり云々乃御門養老三三年正月了

大極殿日出所ありて東宮浦りけり續日本紀元正

天皇天皇皇親親老老三年正月庚辰朔辛卯天皇御大極殿受

朝朝從從四四位位上上藤藤原原朝朝臣臣武武智智麻麻呂呂從從四四位位下下多多治治比

真人真人人縣縣守守二二人人其其後後又又天皇天長長十十年年

三月三月月小小仁仁明明河河門門母仁明或本作淳和者誤也紫紫宸宸殿殿日出所

ありて東宮朝親乃依き拜舞して昇殿乃り

乃衣を給ふをこれとて拜舞して浦りて後

宮宮成成ししらら成人人乃乃ああじじたたししとと國國中中乃乃小小後後ををのの續續日日

紀紀仁仁明明天天皇皇天天長長十十年年三三月月己己巳巳天天皇皇御御紫紫宸宸殿殿皇

太子太子子始始朝朝親親拜拜舞舞昇昇殿殿東東宮宮宋宋女女差差饌饌未未及及下下着着帔

賜賜御御衣衣受受之之并并舞舞昇昇殿殿以以當當日日須須拜拜謁謁兩兩太太上上天天皇皇

也也于于時時皇皇太太子子春春秋秋九九齡齡亥亥也也而而其其容容儀儀禮禮數數如如先

成人成是是恒恒貞貞親親王王九九歲歲のの時時乃乃るるんんとと一一人人恒恒貞貞淳淳和和

皇子仁明天皇天長十年三月廿日立太子按文王

平成嗟峨淳和御兄弟也仁明者嗟峨皇子

乃世子たりしと云王季小朝す事日比之反

たし終祀しんん事たるをさう東宮朝

觀の例とせし



釋名

朝覲爾雅釋詁云覲見也疏云下見上也禮曲禮云天子當依而立諸侯北面而見天子曰朝禮大司馬云春見曰朝秋見曰覲天子當依而立諸侯北面而見天子曰朝禮大司馬云春見曰朝秋見曰覲天子當依而立諸侯北面而見天子曰朝禮大司馬云春見曰朝秋見曰覲

古今要覽

政事部

宣旨

口宣案

位記

同口宣案と云ふものありぬや否口宣と云ふは此仰と  
 云ふに之は出直の仰と職事奉りて奉りてぬ形を  
 上卿少々上卿事と云ふ叙位の方の月記  
 任官の方の月記は波々々此口宣の本書は尚小  
 留て證據は備ふべし別は寫して本入りしは  
 草案と給意と云ふ案と云ふ本書にハ口宣案の二字

るく上卿との傍注しある也同じの口宣書を  
中人小給とせば古より此のや否は古に  
り也仁治頃の記録後中に見えられしあり  
や始り卿人相ありとあるも凡官下より極  
才一に陣宣下あり才二に上卿の里第宣下才三  
に消息宣下陣宣下其口宣と書に及び口  
つりやあり里第以下の二様口の宣と書く  
出とあり同今ハ何と用所ありや否多く  
消息宣下あり

同位記ハ内記云調ふ物より中務兵部ホの加署  
ありありありありや否今ハ中務及左近の加署し  
悉皆内記より調ありは古ハ何のありあり  
同位古ハ何の左近神書に中務をいへり一匠と  
内記より調云中務(送り)以下加署  
左近官(送り)大納言以下加署一畢く年月日と  
と頭く復書大納言乃 御前制司の二字と御書  
に遊りて送り左近官よりされ印記及左近加署せ  
まき左近し加署しとく御記印と捺ありあり  
位記の文章に撥く考証ありありありありあり  
今ハ復奏し及び制司の二字も中務及左近官の

名し皆内記の如く同封に納る也 同所記中何人  
捺ありや若少納言の掌の如く主鈴の捺  
しるなり 大内記次第に少納言及中務大補兼  
しるなり 陣室中の時、陣の  
主人の軒廊に捺す 同連署の中名  
おのふ服及帖よや若少納言の如くも服解の人、服解の後  
着陣の如くも加署せざるなり 同位記に若少  
あつるいふもの如くも若少武官の如くも  
しるなり 文官は武部僧官は若少部掌の如くも  
いふなり 今皆内記の如くも海をよりいふなり  
同位記の式今乃如くありしは、何の如くも

若延武式の内記に中務授位記式を按より  
中務云く、今大内記にありし武式と我ら  
をり、今と違ふもの無は、今と違ふもの  
今義解に具へたる所と相違あり、各本書に  
就く、細授ありしあり  
同世俗に位記口宣と云、此名目あり、若少  
位記口宣と云、若少あり、宣有、若少あり、宣有  
草葉ありしあり  
同上卿といふものあり、若少あり、若少あり、  
あり、上日といふ當番の意あり

同者の字ハ上ノ属一ノ句ト云々ト云々ト云々ト云々  
て(運ハ)ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
見ス(運ハ)其事ノ終ニセシト云々ト云々ト云々ト云々  
之ノ一ノのこト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
其事依 天象ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
可有リト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
て(運ハ)ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々

我邦ハ悉皆李唐ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
如<sup>趙宋</sup>形<sup>字と用ゆる</sup> 同ホ李唐ノ文書ト云々ト云々ト云々ト云々  
用<sup>多</sup>例ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
載<sup>所</sup>ノ中書門下ノ牒ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
於<sup>化度寺</sup>之<sup>万菩薩堂</sup>開講者。且依牒ト云々ト云々ト云々ト云々  
二年六月廿八日牒ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
者ノ字ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
同職事ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々  
爲人ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト云々

遠き今頃の頃ハ故事に對し一若くも一  
中古の來ハ多し人々之のありあり中長に  
あるト都々宮主とて職ありとありたり  
及二人を交費有とそ及上人の中乃費有とそ  
之めく有り

古今要覽卷第

人事部

こころ

かこころとつる名目とやあはれお記とらわ  
るゑ水はけの書日社記天文のけの貴家の記  
しつゝのまゝをたし

大和國春日社記應永廿五年申社記  
諸記若家  
社若家一應永廿五年申社記  
一應永廿五年申社記  
富殿年男下番社記  
宗時代官宗若家面



源弘賢著

一 瓶持系ス時ニ神多々後ヨリ後々面ツミクク又セノ  
 ニテ此酒之新祝ヲ但下部ニハ小餅一前給テリ  
 伊勢方ニ於テ其ノ貞願天文年間故実條云々年男の  
 事子ありゆつりて其水とてて此水より岩と  
 着てとみろと大著にしくいそぎのりあり海一く  
 左のまにしく着る此水ありて水とてく  
 一として此水とて後此水一よして此揚枝我と  
 けつりて其水一海中之水一ハ六寸  
 女中此水一ありて水とて此水とて此水とて  
 其目より石と一入る一

系極大冊子

貞春日此書ハ永福五年大井忠久公隆元元年の平  
 とうりて一ありて其水とて此水とて此水とて

云此一男一勤する事元三よつりて此水とて  
 此水とて此水とて二つありて一也  
 たり此水とて一也一此水とて一也  
 可達する一其後此水一ありて此水とて  
 なる一此水とて一也一此水とて一也  
 此水と一男此水と一此水と一此水と一  
 ありて此水と一此水と一此水と一此水と一  
 此水と一此水と一此水と一此水と一  
 下此水と一此水と一此水と一此水と一





見事は八年見八髪もりや頭の赤子雲計か  
後人をも末を頭の後世は切なるとも  
多末 髪はみるる 髪はみるる 髪はみるる 此風後代よんは  
つまたたきして五末少すもるとも見る元服か  
この世後代はいつてもやくすかのもつて後漢書  
鄧皇后記に曰后年五歳大傅夫人愛之自為  
前羽髮とあまは是をともす中五末よほり  
も

源氏物語著るべきことみの世に我がく  
うそ取せともめりすふたはいふことす

この事也記するに終つてかたも人も争は  
すつみかをあまに成むけ小とくれき  
とらのさ記やいふりなきあやむくこと紀  
くてもあひははといひつゝあまをお納ま  
いふにきつてけりつと見たたりは

けりみる我乃こそみいしきえあ  
弘貫曰れ紫  
源氏のそはきなり此の上十の末は  
禪圖の年立に紫君髪を本の手と純一  
したるつてつたつたつたつたつた  
はくつたつたつたつたつたつた

巻中 備忘抄 二 妙 三 好 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

かきし付のり

管見紀之永享二年正月廿二日我家の公

五

海峽並著禱也同十二年十月廿日息女三栄

有意味並深蒙之事

深蒙しつたつてつたつて

公衛との記すり我家とは菅原院殿のありはるの無子

儀臣

後水尾院帝中御事之石采乃言少之紀

あり右臣はうち御友ともお友にしくも御儀

ましくおぼる御事いませぬお徳をまじりあ

こめをまじり其の終のくにまをまじり

紀のまを石二と云て其の終のふふ言くあは

にありし右臣は言はすを我ら柳谷の御事

おつまじりつたつてはまの物をかえ取

近の人ともくつたつてはまの物をかえ取

右のまじり親睦の人材は右臣に侍を

らる御事御事いあつたつてはまの物をかえ取

つたつてはまの物をかえ取

侍也右臣陪膳の男女といふ御事の人材

まじりあつたつてはまの物をかえ取

まじりあつたつてはまの物をかえ取

執る所の時宜きよりき也あらうといふも  
白子白女より人に望みありしすこれ長  
望いしも望と名うたるも幾なり一に就  
のちち長退居をばあらず年々はあらず  
く一就年々も五五は何なるの由橋年々  
そ目ちんちん年々そのはむじちんとも三就  
のちちに供と法亦よりあり。此版一版なり物  
妙しくやうにその時宜き後日し今を  
ハ毎夜祈りぬき也

撰月日

兼中抄云かき記月日二月月六日  
十月月十二月日一しそしむのり  
とある日もより一又あり一水金木  
各と水と木と木と木と木と木と木と  
るれとともしそん各と木と木と木と  
三流のそのはより一木ありとも是は  
と成成たれと一春の甲乙秋の庚辛冬  
ハ壬癸二運をもちるなり  
以て日 天一天上 七用の程かん日 伐日  
月 敬收の深日 大公入程 々各りこみの



髪乃りけりしとあるをかくつてみまはむゆめを極る事  
ありしにそとちこれかよひのゆめいしとてはやく  
おのゝまきくゆめいしとてはやくとありしゆめいし  
とてはやくとありしゆめいしとてはやくとありし

福経之曰深き本ツフカソギト訓スレ氏アシニツギ  
ト訓ツミハ深山ノミナリサテ本義ハ髪質除ナリ  
ソレツ髪除氏髪質本髪質本氏カケリカミツ  
ミトノミ畧テナリトニテモミトノミ畧テイハルト事  
ハ小兒ノ髪直髪生ナリシ髪ノ長ナリテミル、  
ヤウニナリシヲ男女氏除ナリ今ノ俗ニ髪切  
ト云髪アリソレツ除ナリ五歳ヨリ八九歳ノ頃  
ニテニアルナリ多ハ着袴ト同日ニセシナリ尚幼時

三儀一統ノ禮家ニ婦人ノ妊娠ノ恙母ノ氏ニ  
髪除スルハ古法ニ背ケルトニ道理ニモ叶ハ  
サルナリ 弘明曰フカソギトニツギトハ  
アカリキありナニ歳の時宜如ハニツギトハ  
とてはやくとありしゆめいしとてはやくとありし

いへしこたま 生淨靈 生ん玉

生ん玉の佛説 孟蘭世

俗より事おろしてはあふ及家も形も

こゝにちりするりあけしあふ。好くす寛

正の比より書記も物も親元日記

佛説于蘭多經西番之氣は原 此は撰奉詔譯 云善男子若は丘比丘

庄園主を子方良宰相之云百官弟民庶民庶

人行者慈者皆應先為而後生現を父母する七

代父母お七月十九日。佛教の一日。佛自念日。嘗て  
 飲食あま。孟蘭盆中。一抱。十方。目。念。佛。教。供。現  
 上父母。奉命。百年。無病。多。切。苦。惱。之。患  
 乃至七世父母。離。餓。鬼。若。生。人。天。中。福。乐。無  
 極 此謂自佛後より。五劫。うら。ホ。正。か。は。此の父母の壽命といふこと。五劫。五世の父母の善業といふこと。此の父母の壽命といふこと。五劫。五世の父母の善業といふこと。此の父母の壽命といふこと。  
 福。多。の。父母の。善業。といふこと。此の父母の壽命といふこと。五劫。五世の父母の善業といふこと。此の父母の壽命といふこと。

出家儀

親元日記云寛正六年七月十一日新造此より  
 玉文の出家より十日とあり玉文の出家後也  
 寺名は出仕 此寺は出家後より十日とあり玉文の出家後也  
 上より出家より十日とあり玉文の出家後也  
 上より出家より十日とあり玉文の出家後也  
 上より出家より十日とあり玉文の出家後也  
 上より出家より十日とあり玉文の出家後也  
 上より出家より十日とあり玉文の出家後也  
 上より出家より十日とあり玉文の出家後也  
 上より出家より十日とあり玉文の出家後也

本山殿年中行事 永正六年 云々 寺より十日とあり玉文

此所記の生月玉は後醍醐天皇御宇の御事  
年中恒例祀<sup>天文</sup>云々七月十九日玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就

親後日記云天文七年七月十八日若菜御所  
此の就あり十九日玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就

同八年七月十八日若菜御所  
此の就あり十九日玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就

玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就

親長御記云文徳八年七月十九日  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就  
玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就玉は玉に就



1  
 2  
 3  
 4  
 5  
 6  
 7  
 8  
 9  
 10  
 11  
 12  
 13  
 14  
 15  
 16  
 17  
 18  
 19  
 20  
 21  
 22  
 23  
 24  
 25  
 26  
 27  
 28  
 29  
 30  
 31  
 32  
 33  
 34  
 35  
 36  
 37  
 38  
 39  
 40  
 41  
 42  
 43  
 44  
 45  
 46  
 47  
 48  
 49  
 50  
 51  
 52  
 53  
 54  
 55  
 56  
 57  
 58  
 59  
 60  
 61  
 62  
 63  
 64  
 65  
 66  
 67  
 68  
 69  
 70  
 71  
 72  
 73  
 74  
 75  
 76  
 77  
 78  
 79  
 80  
 81  
 82  
 83  
 84  
 85  
 86  
 87  
 88  
 89  
 90  
 91  
 92  
 93  
 94  
 95  
 96  
 97  
 98  
 99  
 100

100

五七

1  
 2  
 3  
 4  
 5  
 6  
 7  
 8  
 9  
 10  
 11  
 12  
 13  
 14  
 15  
 16  
 17  
 18  
 19  
 20  
 21  
 22  
 23  
 24  
 25  
 26  
 27  
 28  
 29  
 30  
 31  
 32  
 33  
 34  
 35  
 36  
 37  
 38  
 39  
 40  
 41  
 42  
 43  
 44  
 45  
 46  
 47  
 48  
 49  
 50  
 51  
 52  
 53  
 54  
 55  
 56  
 57  
 58  
 59  
 60  
 61  
 62  
 63  
 64  
 65  
 66  
 67  
 68  
 69  
 70  
 71  
 72  
 73  
 74  
 75  
 76  
 77  
 78  
 79  
 80  
 81  
 82  
 83  
 84  
 85  
 86  
 87  
 88  
 89  
 90  
 91  
 92  
 93  
 94  
 95  
 96  
 97  
 98  
 99  
 100



と卿とのこれ度よほくそめくとするのにおにすん  
わくしとのら内侍出おれ出けとめてまつる  
つうもけとく入出くしる内侍入くとめて系  
ふそくも入出人すの種よ入てめていつら  
つ拾りて出登系あ女中ととりてお人取よ  
くそくよなあくく殿上人のたのたの末はく  
石出し中系も入後系のたれうしりよ作と  
とあんれんくおのの上福の酌也女中のたを  
いよりおて女中とるつ下らおておととりとをき  
思えんけんあうく次の上福の酌也勿論おあ  
あ

水清りんいんくくの種あまのあまのあまの  
天砂し六らんくくと供とれいあ侍居もくうと  
いふみる月のあまのあまのあまのあまのあまの  
け夜いふ次り典侍の砂なりとをきし上福分  
の人を夏の時勿論内侍く教よくうらわらり  
七えんあのと供して後あす人と供と出太のあ  
りくしあうけあまのあまのあまのあまのあまの  
いんあまの中系人也女中のたあくく男は石  
出さふ砂の人あまの次り人砂よあまのあまの  
のあまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの

度のまゝくまうけのもの二出る也天砂の後  
るゆいひやうてあまうのくまう入流こふ  
月あまう

當世年中行事 三七月津目出交事 八日より十日  
とこ内推名。

俗生るる玉ノ郷食意ナト申ハト同事此所献出對

子所ヨリ調進院中 同福進

恒例行事畧之此目出交事 日限不定八日より

十日までテノ内日ヲ撰テ此祝アリ 此堂もつ辰二日

七の斎るる不之橋 此湯あ家ヨリ 是れ此不之(一)進

セラレ女中カク事と上之ニモ下サル 假名記ニ目出

交りノ内祝トハ此イキミ玉ノ心ナリト云へり生見  
玉ノ祝ノる世俗ニテハ親アル人親シ祝スレヨシナレ  
此不カタワラハのり各ニヨラスツ祝アルは是ハ八日ヨリ  
ナララマテノ内をロツエラヒテ此對子不之橋 此湯あ  
家ヨリ 是れ七、新并ニモツ辰二ツ辰ノ内献アリ

釋名

生御靈 慶長板  
節用集 生見玉 親元日記及  
年中恒例記 生身玉 世俗  
通用

此めくく 此ゆふ  
上〇記 此めくく 事  
當時年  
中行事 いさく

此あま玉  
此あま玉

中 秋 九 月 廿 二 日  
 一 年 一 度 中 秋 祭 行 々  
 中 秋 祭 行 々  
 祭 行 々  
 祭 行 々  
 祭 行 々  
 祭 行 々  
 祭 行 々  
 祭 行 々  
 祭 行 々

祭行々

正誤

恒例行事「畧」は目お度事「イ」はヨリ始し  
 ルニヤ永記永正元年「永」は陽成記弘治四年  
 元永元年「永」は正見エタリ  

 弘治四年の「永」は陽成記弘治四年より七  
 十一年の「永」は正見エタリ  
 弘治四年の「永」は陽成記弘治四年より七  
 十一年の「永」は正見エタリ

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or a note, written on a piece of paper pasted onto the notebook page. The text is written in a fluid, connected style, characteristic of a personal or informal communication. The paper is slightly aged and has some creases and discoloration.

正誤

恒例行事ノ畧ヲ由目録ノ末ニシテヨリ始ル  
ルニヤ永正元年ノ事ハ陽成元年ノ事ニシテ  
永正元年ノ事ハ陽成元年ノ事ニシテ



源弘賢著

音楽部

やとととと

やととととをハ田樂に教ふるべし一其のくくめと  
 近衛院の久壽二年四月条中の児女風流を  
 盡し鼓笛とありて紫野社にあり  
 志しり事柄をとり抄百練その時勅りて禁  
 止をせしむるは五六十季とあり順徳院の  
 沛字に再記あり三月十日





民人聚斯寺之儀は是村梅堂自是先預之念  
寺北上馬の社多々同日音唱安樂有鼓并横  
笛助之節然後從大原度社下此の社多々踊  
躍之後婦上野村梅堂自是於也一庄屋の踊  
早多梅家儀傳つ村邑豪稱度至此人毎念不  
民堂秋禾收納之事又上野梅堂同平河上  
三箇村之民詣今官多他踊躍如上野村梅堂  
海加茂分於社務亦於社日多他踊躍亦庭上  
家之腕肩衣るる是為斯亦踊躍是纏臥  
之微意乎

滑稽雜談之三月十日屋すい此は亦いあも村  
上野村川上村之系よりとま社へ社奉祀とま  
すその社務つ村々の老多妻祀云り  
本乃柄とそりあまに梅りて傘降とほく  
里志然と被る者多鼓節とあじ同音  
里へて曰やとひむり借る神といふに  
ひきやすむむり  
て歩行とふり三ヶ村の内上野川上ハ船巴の  
上別と梅堂といふてやとひむり  
に〜ゆり也

福念日啓

移平に後す  
楊経を也

云三月十日とまの安原に

夜更れの  
後字也

衆の勢と多しんも留受の久嘗

舎は田舎のうらとよしてこゝ也麻蓬法師

の言録して田舎とけつと今またお持をりて

流し小片に今平にあつ回少なり此中

しつと此も出しきるとして予をましと

こゝにあり田舎は今平よなりし付く

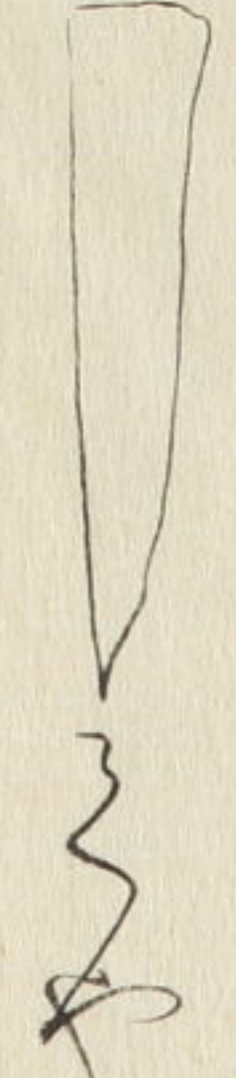
なして志にへし

弘智白田歌の巻平とてに信る  
初といふはしんもこゝに  
あるはるこゝあるかゝるは

朝野雜記

在安平  
維章

かたむかひのまがら



かたむかひのまがら

かたむかひのまがら

急

かたむかひのまがら

かたむかひのまがら

かたむかひのまがら

かたむかひのまがら

かたむかひのまがら

かたむかひのまがら

かたむかひのまがら

かたむかひのまがら

かたむかひのまがら

かたむかひのまがら

かたむかひのまがら

かたむかひのまがら

おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ

返

おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ

おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ  
おのゝみとみそとみそ

右の書今宮神主所蔵寄進は法師多隆也三  
月十日掛前社前氏人歎々舞踏不云後  
今年にありをいふは長徳四年  
の事と云ふとるなり

和歌

夫木和歌集卷廿四

釋教たつね 西り上人

多隆寺主なりと云ふに似たりと云ふは歎々舞踏  
なり



山城四季の物語 夜須礼花園

弘明百経の物語の法有会に於ては  
山城の四季の物語の夜須礼花園



都名所園會新須礼年号



都名所圖會新撰礼年号



正誤

正誤  
 正誤寺縁起とは花会三月十日はあやうく人多  
 くありてこの日は毎空やとてたてていふこと  
 しては成かしくわはるや  

 弘安白のあやうく  
 ねる海州七田教も

四季物語三月十日あやうくはあやうくといふ  
 内もかえりしむとて根の園のわらわ  
 一かきとすそのはひまこやとていふこと  
 くはとていふこととてあやうくといふこと  
 よめとていふこととてあやうくといふこと





夜半の夢して人となりてわすれゆくものごとくありて  
此の世に生るるも亦徳官して行のりては事根原くして  
そこの久しき事にて事にくしてわすれゆくものごとくありて  
力の事にて事にて事にて事にて事にて事にて事にて事にて  
あやふしき事にて事にて事にて事にて事にて事にて事にて  
行つてゆくものごとくありて

